

福島県国民健康保険団体連合会理事会議事録

令和 7 年 7 月 11 日、次により福島県国民健康保険団体連合会の理事会が開催された。

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 11 日（金） 午後 1 時 30 分より
午後 2 時 30 分まで
- 2 場 所 福島市杉妻町 3 番 45 号 杉妻会館 3 階「百合」
- 3 出席者 役 員 16 名（出席理事 5 名、書面出席理事 10 名、監事 1 名）
事務局 8 名（参与兼事務局長・事務局次長・事務局参事・課長）
計 24 名 ※別紙参照
- 4 会議の目的事項
[議決事項]
議案第 1 号 令和 6 年度事業報告について
議案第 2 号 令和 6 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について
 - 1 一般会計
 - 2 診療報酬審査支払特別会計
 - A 業務勘定
 - B 国民健康保険診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - D 出産育児一時金等に関する支払勘定
 - E 抗体検査等費用に関する支払勘定
 - 3 後期高齢者医療事業関係業務特別会計
 - A 業務勘定（後期高齢）
 - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）
 - 4 国保基金特別会計
 - 5 介護保険事業関係業務特別会計
 - A 業務勘定（介護）
 - B 介護給付費等支払勘定
 - C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
 - 6 障害者総合支援法関係業務等特別会計
 - A 業務勘定（障害者総合支援）

- B 障害介護給付費等支払勘定
- 7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
 - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
 - B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 8 妊婦健康診査委託料支払特別会計
- 9 レセプト点検業務特別会計
- 10 職員退職金特別会計
- 11 令和6年度末財産目録
- ◎ 監査報告
- 議案第3号 令和7年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第4号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - A 業務勘定
- 議案第5号 令和7年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - A 業務勘定（後期高齢）
- 議案第6号 令和7年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - A 業務勘定（介護）
- 議案第7号 令和7年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - A 業務勘定（障害者総合支援）
- 議案第8号 令和7年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- 議案第9号 令和7年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第10号 規約の一部改正について
- 議案第11号 規則、規程及び細則の一部改正について
- 議案第12号 役員の補欠選任について
- 議案第13号 通常総会の開催について
- [その他]

5 会議の状況と顛末

- (1) 開 会 （午後1時30分）
司会が、開会する旨宣した。
- (2) 挨 拶
三保会長が次のとおり開会の挨拶を行った。

国保連合会会長の二本松市長、三保でございます。本日は、皆様御多用の中、本会の理事会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、国保連合会の運営にあたりましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、国保を取り巻く情勢でございますが、更なる被用者保険の適用拡大の措置が盛り込まれた「国民年金法の一部改正法案」が、6月13日に成立しております。近年、少子高齢化等により被保険者数の減少が続いている中、被用者保険の拡大は国保の財政面に対し、更なる影響を及ぼす恐れもあると考えております。国民皆保険制度の基盤である「国保制度」の運営に与える影響を慎重に見極めながら、国の動向を注視して参りたいと存じます。

つづいて本会の状況ですが、基幹システムである「国保総合システム」のクラウド化に続き、直近では5月に介護保険及び障害者総合支援に係る審査支払システムが特段の問題なく、新システムに移行しております。今後も順次、システム更改が予定されておりますが、課題となっております保守運用経費の削減に向けまして、クラウドのあり方や、実装する機能の見直しなど、システムの最適化を図るべく国保中央会とともに取り組んで参ります。

今後も、質の高い保険者サービスの提供と、透明で健全な事業運営によりまして、満足され、信頼される、本会の役割と責任を果たしてまいり所存でございますので、皆さまにおかれましては、本会に対します引き続きの御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の理事会は令和6年度の事業報告及び決算が主な案件となっております。慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(3) 出席者報告

理事数：15名

出席者：5名

書面による出席者：10名

(4) 議 事

三保会長が議長となり、議事に入った。

[議 決 事 項]

議案第1号 令和6年度事業報告について

議案第2号 令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

ア. 議長が議案第1号及び議案第2号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第1号について次のとおり説明を行った。

事務局長でございます。それでは、議案第1号「令和6年度事業報告」について御説明申し上げます。お手元の議案第1号の1ページを御覧ください。

はじめに、第1の一般状況でございます。1の役員の状況につきまして、令和7年3月31

日現在では、記載のとおりでございますが、4月以降、役員2名の退任に伴いまして、欠員が生じております。新役員の選任につきましては、後程、議案第12号にて御説明申し上げます。

2事務局の状況の（1）事務局組織でございますが、令和6年度は、業務効率化等のため、係体制等の変更を実施しております。表の左から2つ目の業務審査課は、過誤調整係・高点数係を廃止し、審査支払業務を3係体制で実施しております。その右隣の療養福祉課は、旧業務管理課にて、福祉系業務を多く担っていたことから、課名を改め、過誤調整業務を加えまして2係体制とし、さらに右から3つ目の保健事業課も、保険者へのさらなる支援のため、2係体制とし業務を行っております。

（2）の正規職員数につきましては、記載の通りでございます。

2ページを御覧ください。3の機関会議の開催でございますが（1）の総会は2回、（2）の理事会は令和7年2月の大雪に係る災害救助法の適用に伴う書面開催を含め、4回開催し、3ページの下段でございます、（3）の決算監査は1回開催しております。議事につきましては、2ページから3ページに記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。4の審査支払の状況でございます。（1）の国民健康保険の審査支払状況のAにございます、審査決定の件数は、前年度より約22万件少ない651万件で、イの医療機関等への支払額は、前年度より約34億円少ない1,272億円でございます。これら減少傾向は、前年に続き、被保険者数が減少している影響とみられ、令和6年度に各市町村から報告いただきました被保険者数の集計では、1年間で約1万5千人減少いたしております。

次に、（2）の後期高齢者医療の状況のAにございます、審査決定件数は、約25万件増の870万件であり、イにございます、医療機関等への支払額は約62億円増の2,413億円でございます。後期高齢者は8,000人ほど増加しております。

また、（3）の介護給付費の状況のイにございます、支払額は1,837億円国保の支払額を565億円ほど超える額となっております。この介護給付費及び（4）の障害、介護給付費等の支払額につきましては、毎年増え続けている状況でございます。

5ページを御覧ください。ここからは、第2重点事業といたしまして、本会の「第2次中期経営計画における最終年度」の重点事業を3つの基本方針ごとに記載しております。基本方針の1つめとなりますのは、1の「保険者事業運営の支援」でございまして4事業を実施しておりますが、（2）の療養費の適正化に向けた支援をご覧ください。Aにあはき療養費とございますが、あはきとは、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅうのことでございます。これまで保険者で行ってまいりました、あはき療養費に係る申請書の受付業務を本会にて受託し、審査委員会も開設いたしております。また、イの訪問看護療養費でございますが、これまでは紙による請求でございましたが、レセプトの電子化に伴い、令和6年7月よりオンラインによる請求が開始されましたのでそれに対応し、円滑に業務を進めております。オンライン開始当初は紙による請求が大半でございましたが、令和7年3月時点では7割の訪問看護ステーションがオンラインによる請求でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。1つ目にございます、（3）の保険者事務の標準化に向けた支援をご覧ください。令和6年度は、標準準拠システムの導入状況や各種課題等につ

いて全保険者へヒアリングを実施しております。その中で、令和7年度に向けた新たな支援として、現在、保険者にて福島県へ報告しております事業報告書の作成支援及び国保地区部会別保険者意見交換会の開催に向け、実施計画を策定いたしております。保険者意見交換会は県内の地区ごとに各市町村の担当者が集まり、業務の課題解決や情報共有などを目的として開催するものでございます。

次に、下段にございます、基本方針の2つ目となります2の「新たなニーズ・課題への取り組み」は3事業行っており、(1) 健診受診率・保健指導実施率の向上に向けた支援につきましては7ページをご覧ください。

(ア) の特定健診未受診者対策事業から(オ) の後期高齢者健診受診勧奨事業まで、未受診者対策や普及啓発などに関する5つの取組を実施しております。また、(2) 新たな保健事業の展開へ向けてでは、こちらも、全保険者へヒアリングを実施し、保険者が抱える課題の解消やニーズに応えるため、保健事業支援メニュー表や健診・医療・介護のデータを保持しております KDB システムの活用事例集の作成など新たな保険者支援の準備を実施いたしております。

次に、8ページをご覧ください。1つ目に、(3) デジタル社会に適応したシステム更改とございますが、令和7年度は3つのシステムの更改を予定しております。

1つ目はアの4行目に記載の後期高齢者医療分の保険者への請求等を処理いたします、後期高齢者医療請求支払システム、2つ目は特定健診及び特定保健指導のデータ管理及び費用決裁を行う、特定健診等データ管理システム、3つ目は、イに記載の介護及び障害の各種処理や請求支払を行う、介護保険・障害者総合支援システムでございます。それぞれ、更改に向けた各種対応を実施いたしております。

続きまして、ページ中ほどの基本方針の3つ目となります3の「健全で効率的な組織運営への取り組み」では3つの事業実施しておりますが、(1) 職員の資質向上及び人材育成のイ人事考課制度の見直しをご覧ください。人事考課及び人材育成における目標達成の観点から、所属課と職員個人の課題や目標の共有化を行い、管理職と職員が一体となり目標達成を目指すべく、新たにコミュニケーションシートの運用を開始し、個々の成長及びコミュニケーション能力の向上を図っております。

次に、下段の(2) の持続可能かつ健全な財政運営では、9ページのイの積立金の確保をご覧ください。はじめに、加速する DX 化とございますが、DX は、現在、国が進めておりまして、医療や介護などの様々な情報やデータを医療や介護関係者などが行う業務やシステムにおいて共通化などを行います。それを活用し、国民の疾病発症の予防促進を行い、より良質な医療・ケアを受けられるようにしていくというものでございます。その DX 化への対応や各システムの高度化・高額化による関連経費の支出に備えるとともに、安定期的な財政運営が図れるよう、積立金の確保に努めております。また、令和6年度は税制改正による積立上限額の撤廃に伴いまして、各会計の収支状況に応じた積立額の見直しを実施いたしております。

只今、ご説明いたしました以外の重点事業については、それぞれ記載のとおり実施いたしております。

10ページを御覧ください。ここからは、重点事業以外の基本事業につきまして、基本方針ご

とに報告を記載しております。お時間の関係上、説明は割愛させていただきますが、これらの事業についても適正かつ確実に実施いたしております。

次に、ページ飛びまして、35 ページを御覧ください。別添として、先ほどご説明いたしました、4 の審査支払の状況の詳細を記載しております。後程、ご覧いただければと思います。

以上、議案第 1 号について御説明いたしました。御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第 2 号令和 6 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきまして総務課長よりご説明申し上げます。

ウ. 事務局次長兼総務課長が議案第 2 号について次のとおり説明を行った。

事務局次長兼総務課長と申します。よろしくお願いいたします。令和 6 年度本会の歳入歳出決算につきまして、決算書、そして財務諸表資料等を配布させていただいておりますが、決算状況のポイントをまとめました説明資料①を用いて御説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1 ページをご覧ください。1 令和 6 年度各会計歳入歳出決算でございます。まず、資料中央の表 1 をご覧いただきたいと思っております。本会の会計は上から一般会計、以下 9 つの特別会計、特別会計はさらに 15 の勘定に分けて経理しておりまして、それぞれの歳入・歳出の合計、差引残額をまとめております。最終的な合計、決算額を表の上に大きく記載しておりますが、歳入合計決算額は 6,105 億 8,244 万 7,752 円、歳出合計決算額は 6,102 億 7,362 万 8,227 円、歳入・歳出とも前年度比で 101.67%、100 億円ほどの増で決算をいたしました。

表の下に、決算の状況として記載をいたしましたが、令和 6 年度の当初予算には、6,863 億 2,026 万 4,000 円を計上いたしまして、令和 6 年 2 月総会にてご承認いただきました。

その後、○の 1 つ目になりますが、今回の決算に至るまで、予算の増額補正を承認いただいております。1 つめに、定例の補正となりますが、前年度の決算確定による、繰越金の増額補正。また、本会職員が 4 名、自己都合により定年前に退職をいたしまして、退職金の支給。令和 6 年度の税制改正、こちらは後ほどご説明いたしますが、各種積立資産の増額。そして、福島県より受託することになりました、介護職員への処遇改善支援補助金等の交付にあたりまして、一部業務の受託にかかる経費。更に、福島県後期高齢者医療広域連合からの受託事業、こちらは、マイナ保険証の流通によりまして、紙被保険者証の新規発行がされなくなっておりますが、その代わりになるものとして、資格確認書が交付されております。広域連合から受託しまして、資格確認書の作成、もともと予定しておりましたが、視覚障害をお持ちのかたに音声が出る仕組みを追加したい、との追加オーダーをいただきまして、それにかかる事業費を計上、補正させていただきました。○のひとつ目に記載しております、総額 1 億 1,700 万円程度の補正について、承認をいただいております。

○の 2 つ目になりますが、予算補正の結果、予算現額は約 6,864 億円に対しまして、報告しましたとおり、歳出決算額は約 6,103 億円、執行率は約 89%という決算となりました。

なお、○の最後になりますが、決算額 6,103 億のうち、約 99%にあたります 6,066 億円は、

各支払勘定で経理します診療報酬等の受け払い額、保険者さまからの納付を受けまして、そのまま医療機関や介護事業所等へ支払う額となっております。

2 ページを御覧ください。2 の令和 6 年度各会計当期収支差額でございます。表 2 をご覧いただきますと、前のページでも示しました歳入歳出差引残額を C 欄に再掲をしております、その右 D 欄には、前年度、令和 5 年度からの繰越額を記載しております。C 欄、この今年度の歳入歳出差引残額は、D 欄の前年度からの繰越額を歳入として繰り入れた結果の差引となっておりますので、前年度からの繰り越し分を差し引きしました、純粹に当年度だけの収支、歳入歳出の差額を現したものが E 欄の当期収支差額ということになります。

いくつか、特に一般会計、各業務勘定を中心に当年度収支でマイナスとなっております、トータル、令和 6 年度の全会計の当期収支差額、表の中央 C 欄一番下にありますとおり、令和年度の差引残額はプラス 3 億 880 万 6,994 円ございましたが、右となり D 欄前年度からの繰越額 3 億 1,641 万 1,361 円を歳入から除きますと単年度収支は、マイナス 760 万 4,367 円が令和 6 年度当期収支差額という結果となっております。

なお、表上の四角枠に記載しておりますが、前年度はプラス 1,553 万でございました。一般会計、各業務勘定のマイナス要因につきましては、また後ほど触れさせていただきます。

続きまして 3 ページを御覧ください。3 令和 6 年度各支払勘定前年度比較でございます。こちらは、先ほど 99%とお伝えをしました、本会が行う診療報酬等の請求支払受払いを経理します 10 の支払勘定のみを抜粋しまして、表の 3 に歳入、表の 4 に歳出の状況をそれぞれまとめております。

資料の上、四角囲みをご覧ください。各支払勘定の歳入合計決算額は 6,047 億 6,097 万 6,023 円、歳出合計決算額は 6,047 億 3,805 万 9,669 円、前年度比は、先ほどもお伝えしましたとおり、約 100 億円程度増の 101.78%となりました。

資料の下、各支払勘定の状況として 4 点、記載をさせていただきました。

まず、○の 1 つ目でございますが、国保の診療報酬につきましては、公費負担医療や出産育児一時金、抗体検査費用を含めまして、いずれも前年度を下回り、国保支払勘定全体で約 38 億円減少しております。国保被保険者数、レセプト件数が年々減少しておりますので、想定範囲と考えております。

次の○、国保以外でございますが、後期の公費だけは減少いたしました、後期の診療報酬、介護給付費、障害給付費については、こちらも当初の想定どおりとはなりますが年々増加をしております。

次の○ですが、増加傾向のうち、障害サービス給付費につきましては、表の歳入・歳出それぞれ、項番 4、下から 2 行目、一番右の欄になりますが、前年度比 109.57%と他に比べて大きく、前年度より増加しております。ここ数年、毎年同程度の伸びを示しております、更に遡って確認をしましたところ、10 年前の平成 26 年には、約 240 億円程度でございましたので、令和 6 年度、記載のとおり 470 億円、10 年間で約 2 倍の給付額となっておりますこと、付け加えさせていただきます。

最後の○でございますが、抗体検査等費用に関する支払勘定、表でいいますと 1-4 になり

ますが、一番右、前年度比で 32%、大きく減少いたしました。これは風しん抗体検査、コロナワクチン接種がそれぞれ終了しましたことで、大きく減少したという結果でございます。

以上が、支払勘定の特徴的なところとなっております。

続いて、4 ページを御覧願います。4 の令和 6 年度業務運営主要会計当期収支差額でございます。ここからは、今ほどの診療報酬等の受け払いである支払勘定に代わりまして、全会計予算の残り 1 %程度とはなりますが、保険者等からいただきます負担金、手数料が財源となります。人件費・諸経費など、本会の業務運営を経理する実質予算、主要 7 会計の状況でございます。7 会計全体の当期収支差額は、マイナスで 1,076 万 837 円となりました。

各会計別の決算額を表の 5 に、その下にそれぞれ状況をまとめております。○の 2 つ目からになりますが、まず業務勘定のうち、国保・後期・介護・障害の 4 つの会計につきましては、前年度比で大きな増減はなく、概ね収支均衡が図られております。○の 3 つ目、業務勘定の特定健診会計でございますが、こちらは前年度より受付件数が伸びまして、手数料収入、歳入が増加した分、当期収支も約 600 万円のプラスとなっております。

続いてレセプト点検会計は、54 保険者から二次点検業務を受託しておりますが、点検方法の一部見直しによりまして、令和 6 年度につきましては、支出が若干抑えられましたことから、プラス収支となっております。

最後、一般会計についてですが、前年度に比べて歳入歳出差引残額を大きく減少させまして、その分、当期収支差額がマイナス 2,200 万円という結果になっております。その大きな要因となりましたのが、令和 6 年 4 月、より効果的な適正な人員配置を目的としました人事異動によりまして、一般会計で管理する職員・人件費が増加をいたしました。人事委員会勧告による給与引き上げ等も重なりまして、歳出が増加しましたことで全会計の中で最も大きなマイナス収支となったものでございます。

次のページにお進みいただきまして、ここでは今御説明いたしました主要 7 会計につきまして、5 ページが歳入の概要、6 ページが歳出の概要、それぞれ会計科目ごとに内訳・詳細を示した資料となっております。また、それぞれ表の下の方角枠には、前年度と比較しまして増減が大きいもの、金額が大きいもの、特徴的なものについて記載をしております。

まず 5 ページ、表下の歳入の状況でございますが、1 一般負担金、こちらは保険者様から、平等割と被保険者数割で御負担を頂いておりますが、被保険者数が前年度比で 13,084 人、額にして約 480 万円の歳入減となっております。更に補足をさせていただきますと、負担金算出に用います被保険者数は前々年度、2 年前の年間被保険者数の平均となりまして、その平均も事後報告等で動きます。そのため、前年度 1 年前の 10 月時点での数値を使うと定めております。今回令和 6 年度の負担金は、令和 5 年 10 月時点での令和 4 年度の年間平均ということになります。参考までに遡ってみますと、令和 2 年度との比較で約 4 万 5,000 人、年間歳入約 1,700 万円減少しているという状況でございます。今後も更に被用者保険の適用拡大も進み、いっそうの被保険者数の減少、負担金収入の減を見込まざるを得ないという状況でございます。そのため、先日開催しました会議におきまして、国保担当課長の皆様へこの一般負担金の引き上げについて試算結果を含め、ご提示させていただいております。

次に、3の負担金でございますが、記載の2つの要因から約6,500万円、前年度比で増加はしておりますが、いずれも保険者から負担金の科目で受け入れるものではございますが、その歳入はシステム改修業者への支払に充てるもの、後期広域連合からの負担金は全額国保中央会へ納付する負担金をお預かりするもの、あくまで一時的・臨時的に増えているだけ、計画的に継続的に歳入を見込めるものではございません。

次の5委託料につきましても、県からの事業受託で歳入こそ増えますが、事業に従事する職員、保健師の増員、人件費を考えますと大きな歳入源となるものではないという状況です。

最後、6他会計繰入金でございますが、こちらは先ほど触れましたとおり、人事異動に伴う一般会計所属職員の増によりまして、他会計から繰り入れる額が増加したものであるということになります。

続いて6ページをご覧くださいまして歳出でございます。同じく表下の歳出の状況をご覧くださいと思いますが、2人件費、お伝えしました人勧によるもの、そして保健事業、介護保険業務拡大等による新規嘱託職員の増などによる分も含めまして、4,400万円程度の増加。6備品購入費はサーバ機器及びPC等の新規調達等が少なかったため、前年度よりは大きく減少しております。10くりだし金でございますが、前年度比200%、約1億円増加しております。これは先ほどお伝えをしました各会計から一般会計への繰出金の増、令和6年度税制改正によりまして、これまで資産積立には上限が定められておりましたが、それがなくなりましたことにより、退職金積立資産の増額、更に最初にもお伝えしましたが、定年前退職者4名への退職金支給のため退職金積立資産へ1,750万円、繰出を行っております。以上が主な歳出増の状況でございます。

ここまですみず、各会計の歳入・歳出の状況でございます。

1枚おめくりをいただきまして、繰越金、積立金の状況を参考までに7ページと8ページにまとめております。

8ページの積立金につきまして、若干の補足をさせていただきます。中央の表9にありますとおり、まず、令和6年度は、4つの積立資産合計で14億7,300万円となっております、表下の積立金の状況をご覧くださいと思いますが、不測の事態、安定運営に備えます財政調整基金、システム関連経費の高騰に備えるICT積立資産につきましては、それぞれ会計ごとの財政状況を見て、若干の積み増しをいたしました。将来、新たな負担を保険者に求めることを少しでも抑えるため、可能な限り積立資産については今後も確保していきたいと考えております。○の3つ目になりますが、各種積立資産につきましては、令和6年度の税制改正によりまして、積立限度額の考え方が撤廃をされました。○の最後になりますが、その改正を踏まえまして、万が一、退職金支給が高額になることを考えました時に、保有率が低い職員退職金の積立につきまして、大きく増額補正をさせていただいております。

以上が積立の状況でございます、さらに以上が令和6年度決算状況に係るご説明となります。

続きまして9ページ、財産目録でございます財産状況についてご説明いたします。会計年度事業期末日となります、令和7年3月31日時点におけます、本会のすべての資産、それから

負債の状況をまとめております。

表左の科目名をご覧いただきたいと思います。資産のうち、流動資産でございます。上から、手持ち現金、銀行預金を合わせました現金預金が約4億9,900万円、続いて未収金、こちらは使用目的等にありまして各種業務の手数料や委託料など、3月末までに保険者へ請求が済んでおりますが、3月末時点でまだ納入がされていないもの総額1億6,736万、次の未収診療報酬等とあります、こちらは同じく保険者へ請求済みであり、支払・振り込まれるのを待っている診療報酬など266億4,460万円。4月に入ってから入金されておりますが、3月31日時点でまだ入金が確認できないものなど、本会の資産として計上するものでございます。

続く10ページ、こちらには固定資産を計上しております。土地などの基本財産、そして先ほどもご説明いたしました各種積立金などの特定資産、建物、付属設備、車両、公用車等のその他の固定資産をそれぞれ計上しております。一番下、資産の合計は、298億5,933万6,522円となっております。

おめくりいただきまして11ページが負債でございます。負債は、同じく3月末日時点での業者等への未払い額、診療報酬等の未払い、職員給与に係る税金、健康保険料等の預かり金等を流動負債としてその下、固定負債は職員退職金必要額、国保基金運営のためにお預かりしている国保基金預託金など固定負債として計上しております。下から2行目が、負債と整理する額の合計となりまして、280億651万5,192円。その下、資産合計から負債合計を除きました正味財産合計が18億5,282万1,330円となっております。以上が財産状況でございます。

以降の資料、決算書類、貸借対照表、収支計算書など決算状況のもと資料となります関係財務諸表を参考として添付させていただいております。

以上、議案第2号令和6年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算についてご説明をさせていただきました。ご認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

エ. 議長が富樫監事に監査結果の報告を求めた。

オ. 富樫監事より以下の内容で報告があった。

監事をしております、公認会計士の富樫でございます。監事を代表し、御報告いたします。監査証を御覧ください。令和6年度の事業執行状況、各会計決算状況及び財産状況について監査を行いました。結果、いずれも適正に施行していることが認められましたので、御報告いたします。

カ. 議長が議案第1号及び議案第2号について、質問、意見等がないか発言を求めた。

キ. 江田浅川町長から次のとおり発言があった。

障害介護給付費が10%以上伸びている要因はなにか。また、今後も伸びは続くのか。

ク. 議長が事務局に発言を求めた。

ケ. 介護福祉課長でございます。今後も伸びは続くものと考えられます。障がい認定者が増えているというのが大きな要因です。理由は大きく2つございます。1つ目は高齢化の進展による障がい者の増加です。加齢による障がい、精神障がい等もあります。もう一つの特徴的な要因は発達障がい者の増加です。発達障がいの認知度が上がり診断数も増加、結果的に

障がい認定者の増加につながっている状況です。

キ．その後は発言なく、議長が改めて議案第1号及び議案第2号について、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第3号 令和7年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について

議案第4号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定

議案第5号 令和7年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（後期高齢）

議案第6号 令和7年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（介護）

議案第7号 令和7年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（障害者総合支援）

議案第8号 令和7年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第9号 令和7年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

ア．議長が議案第3号から議案第9号まで一括して事務局に説明を求めた。

イ．事務局次長兼総務課長が議案第3号から第9号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、令和7年度各会計の補正予算につきまして、先ほどと同じく、それぞれの議案書別にございますが、説明用にとりまとめました説明資料②で一括してご説明させていただきます。

表紙をおめくり願います。議案第3号から第9号まで、7つの会計の補正について、御承認を賜りたく存じます。

7つの会計、説明してまいりますが、いずれも2つの共通する理由による補正となっております、こちら1ページ資料の項番2補正理由に記載しておりますとおり、かつこ1、先ほどご認定を賜りました令和6年度の決算によりまして、繰越金が確定いたしまして、7年度当初予算に対して、前年度からの繰越金歳入に増減が生じますため、補正をさせていただきます。かつこ2、2つ目の共通する理由は、本会職員の人件費、給与・手当等につきまして、職員をそれぞれ従事する業務ごとに各特別会計に所属をさせまして当該職員の人件費、歳出予算を管理しておりますが、令和7年4月の人事異動によりまして、所属をする職員の数が変更になりましたため各会計の歳入・歳出予算を補正するというものでございます。

それではまず一般会計歳入支出補正予算（第1号）でございますが、1補正内容表の左、歳

入、まず繰越金。前年度決算確定に伴いまして7年度歳入繰越金を66万8千円増額いたします。次の他会計繰入金は人事異動に伴いまして、一般会計に所属する職員の人件費、そして一般会計で経理します共通経費、他の会計から繰り入れる必要額が減少しましたことから557万4千円を減額いたします。

一方、歳出ですが一般会計所属職員の人件費、給与、手当、共済費をそれぞれ減額、歳入予算補正額に合わせて予備費を増額して調整いたします。

一般会計全体で歳入・歳出それぞれ490万6千円の減額補正となります。

続きまして2ページをお開きいただきますと、議案第4号令和7年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）。いわゆる国保関連の会計でございますが、こちらは2つの共通する理由に加えて、他の理由による補正もございますので、いったん飛ばしまして最後に説明をさせていただきます。

先に4ページへお進みください。議案第5号は、令和7年度後期高齢者医療の業務を経理します特別会計歳入歳出補正予算（第1号）。

続けて5ページ、議案第6号が介護保険業務の特別会計歳入歳出補正予算（第1号）となります。それぞれAの業務勘定の補正となりますが、先ほどお伝えしましたとおり、補正をします理由（1）（2）、6年度の決算確定、人事異動によるもの、共通の理由によりまして、上の表をご覧くださいますと、どちらも歳入繰越金を増額いたしまして、表右の歳出で給料・手当・共済費を増額し、そして他会計繰出金、一般会計への繰出額となりますが、それぞれ減額をし、最後の行に記載の予備費をでございますが、歳入増加分について、予備費で増減を調整いたしております。

続きまして6ページ、障害者支援関連業務の特別会計の補正第1号、7ページの特定健診関係業務の特別会計、続けて8ページのレセプト点検業務の特別会計。この3つの会計につきましては、同じく共通の理由による補正となっております、歳入は前年度からの繰越金の増減、一方の歳出は、先ほどの2つの会計と異なりまして、人件費に係る増額等の補正はなく、一般会計への繰出金について減額補正し、予備費が増減いたします。

最後になりますが、先ほど飛ばしました、2ページへお戻りをいただきたいと思います。議案第4号は 国保関連業務の特別会計となっております、1の補正内容にありますとおり、共通の理由によります、前年度からの繰越金確定により83万円の歳入増、一方の歳出は、人事異動に伴います人件費、給料・手当・共済費の増。一般会計への繰り出す必要額の減少により、繰出金が185万8千円の減となります。

そして、共通の理由以外の補正、補正理由の（4）をご覧くださいと思います。福島県が示しました業務標準化方針に対応することになりました、本会の医療費通知作成システム等改修に伴います手数料歳入の増と改修費・役務費の歳出増でございます。補足で下の米印をご覧くださいと思いますが、まず、県の示す医療費通知業務の標準化でございますが、これまで毎月であったり、2カ月に1回、半年に1回など、保険者の意向・選択により、年に複数回、医療費通知を被保険者に送付しておりまして、本会が委託を受け作成しております。それを令和8年度から、1年間の受診記録を記載して、年に1回の作成・通知とするという統一で

ございます。この方針に対応するためのシステム改修といたしまして、年間合計欄の作成、ついでに確定申告に係る注意事項を追記すること、そして年に1回の作成となり1回に作成する通知件数が一気に増加し、世帯により複数枚作成されることもございます。そのための発送作業の軽減、送付誤りの対策といたしまして、チェック用として通知にバーコード印字対応を行う、これらのシステム改修を行うための予算補正でございます。(4)理由のなお書きにありますとおり、この改修経費は業務委託保険者、57市町村でございます、手数料として保険者さまにご負担をいただきますが、福島県が2号繰入金の対象として、市町村に交付することになっておりまして、実質負担増はないとされております。

上の表、右の歳出欄でございますが、上から5つめ、医療費通知作成システム改修費として148万2千円、確認作業等にかかる人件費等を役務費として18万3千円、合わせて166万5千円を補正させていただき、一方の歳入、改修手数料として同額166万5千円の補正を行います。

続いてもうひとつ、補正案件がございまして、3ページに記載の補正理由(5)令和8年度交付用資格確認書用紙等の作成業務受託に伴います歳入手数料、歳出で作成費・役務費の増でございます。こちらは当初予算編成時には作成枚数等が未定となっておりますが、この度、申込保険者数、作成枚数が確定しましたため、予算の追加をさせていただくものでございます。

資料左の表を再度ご覧いただきまして、歳出の下から3番目、作成費として102万1千円、同じく確認作業等の人件費など役務費として3万4千円、合わせて105万5千円、左側歳入として一番下、作成手数料、同額の105万5千円をそれぞれ補正させていただきます。国保、業務勘定全体で355万円の増額補正となっております。

以上、議案第3号から議案第9号、令和7年度各会計歳入歳出補正予算についてご説明をさせていただきました。ご承認賜りますようお願いいたします。

ウ、議長が議案第3号から第9号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第10号 規約の一部改正について

議案第11号 規則、規程及び細則の一部改正について

ア、議長が議案第10号及び議案第11号について事務局に説明を求めた。

イ、事務局次長兼総務課長が議案第10号及び議案第11号について次のとおり説明を行った。

議案第10号「規約の一部改正」、議案第11号「規則、規程及び細則の一部改正について」一括でご説明申し上げます。こちらも議案書とは別に概要をまとめました説明資料③でご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、今回改正をさせていただくのは、2つの案件、理由からとなっておりまして、まず1つ目が、四角囲みに記載をしております、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行にともなう事項でございまして、(1)から(4)まで、それぞれ医療機関や介護事業所等の請求事務や様式などを定めました厚生労働省の省令でございましたが、令和5年、こども家庭庁が発足したことによりまして、こども医療に関する事務についてはこども家庭庁が所管することになりました。従いましてこ

れまでの省令での定めの中に、こども家庭庁の所管内容が含まれることになりましたため、省令をひとつ上のくぐりの命令、(4)の障害児の省令につきましては、こども家庭庁に移り、こども家庭庁が内閣府に属することから、内閣府令となったようでございます。

説明資料項番2改正対象規約等及び改正の内容に記載しておりますとおり、省令との文言を根拠法令として表現しておりました以下の規約・規則等におきまして、それぞれの命令、内閣府令へと変更をするという改正でございます。

1枚おめくりをいただきまして、3施行日でございますが、承認をいただければ本日7月11日付けで施行させていただきます。なお、本会規約につきましては、改正が総会の議決事項となりますため、開催を予定しております7月28日とさせていただきたいと思っております。

4適用日につきましては、こども家庭庁の設置・整備に関する省令が施行されました令和5年4月1日に遡って適用とさせていただきます。

なお、この令和5年4月施行の対応が今になったわけですが、こちら、本会の規約・規則等に改正が必要となる場合、国から改正例が示されることになっておりまして、今回も医療の改正例は示されておりましたが、その他の介護・障害等にかかる規則に関する改正例・新旧対照等が示されず、全てそろったタイミングで本会の改正対応を、と考えておりましたが、国の通知はどうも出されないようだという事になりましてこの時期になったものでございます。

なお、根拠法令の文言の修正ということですので、関係機関、本会の審査支払業務において、何かしらの影響を及ぼすものではございませんので、ご了承をいただければと存じます。

続きまして、3ページをご覧ください。2つ目の案件となります。福島県国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会面接確認委員会の実施に伴う事項でございます。こちらは、柔道整復療養費の不正請求の防止、医療費の適正化につなげるという目的から請求内容に疑わしい点がある施術所に対して面接を行い、施術記録の提示などを含め、改善を促すというものになりますが、今年度より新規で業務を開始いたします。項番2に記載のとおり、(1)本会の文書取扱規程文書発出施行者名に今回の面接委員会を追加いたします。

また、(2)本会の公印規則でございますが、同じく面接確認委員会に係る内容委員会委員長の公印を新たに作成し、規則に追加をさせていただくものでございます。施行日は開始を予定しております令和7年8月1日といたします。

以上、議案第10号及び11号、規約・規則等の改正についてご説明させていただきました。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第10号及び第11号について、質問、意見等がないか発言を求めた。

エ. 江田浅川町長から次のとおり発言があった。

福島県国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会面接確認委員会の面接はどのように行うのか。

オ. 議長が事務局に発言を求めた。

療養福祉課長でございます。毎月、柔道整復療養費審査委員会があります。その中で不正が疑われる施術所に関しては注意書を発行し改善要請はしていますが、それでも改善が見られな

い施術所に対して面接を実施予定です。対象となるのは、請求のほとんどが3部位以上、長期の施術を行っている、月14回以上の請求をしている等の施術所でございます。面接は審査委員の先生が行います。

カ. その後、改めて議長が議案第10号及び第11号について、質問、意見等がないか発言を求めたところ、発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第12号 役員の補欠選任について

ア. 議長が議案第12号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第12号について次のとおり説明を行った。

議案第12号「役員の補欠選任について」ご説明申し上げます。議案第12号をご覧ください。

前役員の退任に伴い、2名の欠員が生じたため、本会規約第20条及び役員選任規程第3条に基づき、補欠役員を総会で選任するにあたりまして、理事会での承認を求めるものでございます。選任する役員は理事といたしまして、菅野俊彦福島県保健福祉部長、また、県中地区部会から推薦いただきました椎根健雄郡山市長でございます。役員の任期は総会予定日である令和7年7月28日から令和9年3月31日までとなっております。

以上、議案第12号「役員の補欠選任について」ご説明いたしました。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第12号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第13号 通常総会の開催について

ア. 議長が議案第13号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第13号について次のとおり説明を行った。

議案第13号「総会の開催について」ご説明申し上げます。議案第13号の1ページをご覧ください。開催日時につきましては、令和7年7月28日月曜日、午後1時30分から、場所は「ウィル福島アクティおろしまち コンベンションホールB室」でございます。開催要領に記載の議事内容にて開催したいものでございます。

以上、議案第13号「総会の開催について」ご説明いたしました。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第13号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

[その他]

ア. 議長がその他の事項について事務局に説明を求めた。

イ. システム管理課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

システム管理課長と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

「その他説明資料1」をご覧ください。こちらでは、令和7年4月、6月に開催しました書

面理事会について、改めて簡潔に説明させていただきます。

令和7年4月開催についてですが、報告事項2つ、議決事項1つを上程させていただきました。

報告第1号として、保険者と本会をつなぐネットワークの通信回線サービスについて、令和8年度以降の調達を行い、現在と同じ東日本電信電話株式会社（NTT東日本）が落札企業として決定しております。

次に報告第2号として、保険者の本庁舎や保健センターなどに設置している、通信の振り分けや制御を行うL2スイッチ及びファイアウォールについて、保守期限を迎えることから、調達を行い、株式会社エフコムが落札企業として決定しております。

次に議案第1号として、令和8年4月1日から令和14年3月31日までのNTT東日本との通信回線サービス契約について、落札価格が5,000万円を超えることから、理事会に諮り、契約締結の承認を受けております。

裏面をご覧ください。こちらは令和7年6月開催の内容となります。令和7年6月は、報告事項1つ、議決事項1つを上程させていただきました。

報告第1号として、令和7年度に更改が必要となる保険者端末やプリンタの調達について、国保中央会による一括調達に参加し、端末はキヤノンITソリューションズ、プリンタは富士電機ITソリューションが落札企業として決定しております。

次に議案第1号として、キヤノンITソリューションズとの端末購入契約について、落札価格が5,000万円を超えることから、理事会に諮り契約締結の承認を受けております。

また、資料の下には4月、6月に開催した理由と現時点の状況を記載しております。

4月に開催した理由としましては、令和8年度以降の回線サービス利用にあたり、令和7年度中に保険者の本庁舎や保健センターなど88拠点の回線敷設工事を行う必要がございます。その工事期間を確保するため、早期にNTT東日本と契約締結を行いたく、書面理事会を開催させていただきました。現在、8月中旬からの回線敷設工事に向け、保険者を訪問し、配線経路などの現地調査を行っております。

次に6月に開催した理由としましては、保険者設置端末の保守期限が8月末となっており、端末納入後の設定、保険者を訪問しての入替期間を確保するため、早期にキヤノンITソリューションズと契約締結を行いたく、書面理事会を開催させていただきました。

現在、8月1日からの端末入替に向け、各保険者との訪問日程調整及び端末設定作業を行っております。今年度は保険者を訪問し、回線敷設工事や端末入替を行います。保険者業務がより円滑に進むよう、引き続き万全の態勢で作業を実施いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

ウ、事務局次長兼総務課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

その他の事項といたしまして、その他説明資料をご覧いただきたいと存じます。「第2次中期経営計画の総括について」ご連絡をさせていただきます。

第2次中期経営計画は、計画期間を令和4年度から令和6年度といたしまして、「皆保険を支える力となるために」の理念のもと、1保険者事業運営の支援、2新たなニーズ・課題への取り組み、3健全で効果的な組織運営への取り組み、以上3つの基本方針を掲げまして、10の具体的な事業、目標を定めて取り組んでまいりました。

事業の成果、総括ということで、本日御承認をいただきました内容を踏まえまして、令和7

年 7 月 28 日の開催が決定した総会にて、令和 6 年度の事業報告・決算の承認を受けまして 3 か年の計画期間が終了することになります。

これを受けまして、今後、3 か年にわたり取り組んでまいりました各事業の実施状況成果を振り返り、評価をいたしまして、今後に向けました新たな課題を整理するための総括を実施いたします。総括した結果につきまして、本来であれば直接ご説明すべきところでございますが、後日送付という形でご報告に代えさせていただきたいと存じますので、何卒ご理解を賜りますようお願いをいたします。事務局より 2 点、その他の事項についてのご報告は以上となります。エ. 議長がその他の事項について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言はなかったため、審議を終了した。

(5) 閉 会（午後 2 時 30 分）

司会が理事会の閉会を宣した。

令和 7 年 7 月 11 日（金）福島市杉妻町 3 番 45 号 杉妻会館で開催された福島県国民健康保険団体連合会理事会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和 7 年 8 月 28 日

議事録署名人

遠藤 智 印

杉山 純一 印